

東京都市計画事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業と高規格堤防事業との共同事業協定に先立って当該地区住民の合意の確認を求める陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第 23 号

受理年月日 平成 23 年 6 月 23 日

付託年月日 平成 23 年 6 月 28 日

陳情者
.

陳情原文 現在、北小岩江戸川町会 18 班地区に関し、江戸川区は土地区画整理事業と高規格堤防整備事業との共同事業協定を国と締結を目指すとしています。

一方、高規格堤防事業の推進にあたっては、国の見解、区の見解とともに、当該住民との合意の確認が必要と表明されています。それは、当該事業に直接関わる当該地区住民への負担が小さくないことから、慎重に事業を進めるべきものであるとの基本の認識を表しているものと理解しています。

ところが、当該地区住民の約 4 割、面積では約 5 割が高規格堤防建設に明確に反対をしてきています。このような状況においては、住民の合意を明確にすることが施策実行上きわめて重要な事柄になると考えます。少なくとも、土地区画整理事業の決定に用いたような、当該住民の合意が明確になることなく施策を強引に推進する施策の実行方法はあってはならないと考えます。したがって、高規格堤防建設に関する住民との合意が形成されたことを明確にする以前に共同事業協定に着手すべきではありません。また、当該地区の土地区画整理事業を認可するにあたり、高規格堤防の議論は除外されていたこと、すなわち高規格堤防を推進する議論はなかったことも、この段階での合意確認の重要性を増していると考えます。

これらのことから、高規格堤防建設に関する住民合意確認につき下記のとおり陳情します。

記

- 1 当該住民との合意形成を確認せずに東京都市計画事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業と高規格堤防との共同事業協定を結ぶ施策を実行しないこと。
- 2 共同事業協定を結ぶ施策に着手する以前に高規格堤防推進に関する当該住民の合意を明確に確認すること。